

令和7年4月18日発行

## I 【重要】介護サービス事業者経営情報の報告期限をご確認ください！

令和6年度介護保険法改正により介護サービス事業所・施設は、介護サービス事業者経営情報（収益・費用、人員数など）を毎会計年度終了後3月以内に都道府県に報告することとなりました（法第115条の44の2）。報告対象となる事業所等は、介護報酬が年間（会計年度内）100万円を超える事業所等です。報告方法は「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（厚生労働省構築）にデータを登録します。

令和6年度の報告対象である事業所等（会計年度終了時期が令和6年3月31日～12月31日まで）の報告期間は「令和7年1月～令和7年3月31日」とされています。報告されていない事業所は、至急、ご報告いただくようお願いします。※令和6年度に限り報告期限が異なります。

また、介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には、「GビズIDプライム」の取得が必要となりますので、あらかじめご準備いただくようお願いします。

（報告期限）	会計年度終了時期	報告期限	会計年度終了時期	報告期限
	令和6年3月31日～12月31日	令和7年3月31日	令和7年3月31日	令和7年6月30日
	令和7年1月31日	令和7年4月30日	令和7年4月30日	令和7年7月31日
	令和7年2月28日	令和7年5月31日	令和7年5月31日	令和7年8月31日

※詳細は、厚生労働省のHP「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>）の運用マニュアルでご確認ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## II 訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所における介護サービス提供従事者数報告について

このことについて、令和7年4月2日付けで、訪問介護事業所、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所を対象に、各事業所における従事者数に関する報告を依頼しています。報告期限は令和7年4月18日（金）ですので、未提出の事業所におかれましては、県介護支援課あてにながの電子申請システム又はメールで速やかに報告いただきますようお願いいたします。

なお、長野市及び松本市に所在する事業所におかれましても、本報告は県介護支援課あてに報告いただきますようお願いいたします。

○提出先 長野県健康福祉部介護支援課サービス係

・ながの電子申請システムの場合 下記URL又は 二次元コードからアクセスしてください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=55257](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55257)

・メールの場合 kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp（件名：介護サービス提供従事者数報告書としてください。）

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）



## III 令和7年度協力医療機関に関する届出について

（（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

令和6年度介護報酬改定により、高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等について指定権者に届け出ることが義務付けられました。**令和8年3月31日までに**必ず届け出るようお願いします。なお、協力医療機関との連携が未締結の場合は、その旨を届出に記載し届け出てください。※協力医療機関との連携に係る義務付けの適用は令和9年3月31日までです。

また、協力医療機関の変更をする場合は、次のとおり申請又は届出を県保健福祉事務所に2部提出してください。電子申請届出システムの場合は、「申請届出メニュー」→「4 その他」→「5 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請」をクリックしてください。

対象サービス	提出書類	提出期限
（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>「変更届出書」（様式第一号（五））</li> <li>変更があったことが分かるもの（例：協力医療機関の契約書の写し）</li> </ul>	変更日から10日以内
介護老人保健施設、介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書」（様式第一号（九））</li> <li>協力医療機関の契約書の写し</li> </ul>	変更日の1月前まで

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「協力医療機関に関する届出について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

#### IV 令和7年度 全国共通WEBセミナーのご案内

(公財)介護労働安定センターは令和7年度もWEBセミナーを配信します。詳細はホームページをご確認ください。

No	テーマ	配信期間	No	テーマ	配信期間
①	管理職のコミュニケーション術	5/15～5/28	⑦	口腔ケア	10/15～10/28
②	感染症と食中毒の対策強化	6/12～6/25	⑧	虐待防止と身体拘束の防止	11/13～11/26
③	認知症の方に対する介護技術	7/11～7/24	⑨	現場に合った介護ロボットの見つけ方	12/11～12/24
④	『災害時』の介護現場の対応	8/15～8/28	⑩	介護事故トラブルを防ぐポイント	R8. 1/1～1/27
⑤	円滑な多職種連携を行うための体制づくり	9/11～9/24	⑪	外国人介護従事者の採用に必要なステップ	R8. 2/1～2/25
⑥	認知症の理解と認知症チームケア	9/19～10/2	⑫	重度化予防のためのポジショニング	R8. 3/1～3/24

##### 【受講料】

各1テーマあたり 一般：3,100円 賛助会員：2,200円 ※1名様ごと・税込み

※4月30日までにお申込みの方限定で、『セット価格』でのご案内がございます。詳しくはホームページをご確認ください。

##### 【お申し込み方法】

下記ホームページから、FAX(026-232-0906)又はインターネットにてお申込みください。

ホームページURL → <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/info/2025/1.html>

##### 【問合せ先】介護労働安定センター長野支部

電話：026-232-0898(直通) FAX：026-232-0906

#### V 介護・障がい福祉現場の生産性向上に向けたワンストップ相談窓口が利用できます！ 介護現場等の生産性向上についてお悩みはありませんか？ぜひお気軽にご相談ください。

「ICT、介護ロボットを導入したものの、活用できておらず困っている」「生産性向上に取り組みたいけど、何から手を付けよう」

「人材確保・定着に向けて取り組みたいけど、何を始めたらいいか分からない」

介護現場等の生産性向上に関する様々なお悩みや相談にワンストップで対応する相談窓口「長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター」が開設中です。

長野県内の介護サービス事業所等がご利用できます。相談費用は無料です。

名称	長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター（以下「センター」という）
所在地	長野市南県町1082 ND南県町ビル5階（公益財団法人介護労働安定センター長野支部内）
開所日時	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで 土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は閉所日
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務改善やテクノロジー活用に関する相談対応 生産性向上に関する様々な相談を受け付けます。場合によっては、専門機関やアドバイザーへの取次を行います。</li> <li>(2) 介護ロボット等の体験展示、試用貸出 県内2会場で体験展示を行う予定です。詳細は改めてセンターホームページ等でお知らせいたします。また、試用貸出期間を2週間とし、機器の試用貸出を実施します。</li> <li>(3) 生産性向上の取組の普及を目的とした研修会の開催 生産性向上の取組手法等の研修会を県内2か所で開催予定です。</li> <li>(4) 業務改善やテクノロジー導入等に係る専門家派遣 生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジー導入等に係る専門家を派遣します。スポット派遣のほか、伴走支援も行う予定です。</li> <li>(5) 生産性向上関連情報の収集、発信 生産性向上関連情報をセンターホームページへ掲載予定です。また、好事例などをまとめたリーフレットも掲載予定です。</li> </ul>
運営委託先	公益財団法人介護労働安定センター長野支部
ホームページ	<a href="https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/">https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/</a>

(参考) 介護現場等における生産性向上の取組とは？

介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、それにより生み出された時間を利用者の直接的なケアに充てることで、サービスの質の向上につなげていく取組

##### 【問合せ先】介護労働安定センター長野支部

電話：026-232-0898(直通) FAX：026-232-0906

電子メール：nagano@kaigo-center.or.jp



## VI 「介護事業所の経営相談」などに専門家を派遣します！ （社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業（長野県委託事業））

長野県社会福祉協議会では、介護事業所の経営・運営の課題に関して、社会福祉事業経営者や施設経営者の様々な相談に応えるアドバイザーを派遣しています。

弁護士や社会保険労務士、税理士などの専門家からの確かなアドバイスが得られます。1法人につき5回（4月から翌年3月）まで利用することが出来ますので、ご活用ください。

・相談内容とアドバイザー（相談時間は2時間／1回）

相談内容	アドバイザー
運営管理	経営実践者、社会保険労務士
会計・税務	税理士
労務管理・人材定着	社会保険労務士、経営実践者
法務	弁護士
介護職場の業務診断	認定介護福祉士
職場における心の健康づくり	産業カウンセラー
キャリアパス構築・人材育成	社会保険労務士、中小企業診断士等
B C P（事業継続計画）策定	B C P策定経験者等
外国人介護人材確保	元介護福祉士養成施設運営者



社会福祉施設アドバイザー  
相談・派遣申込みフォーム

・アドバイザー派遣経費 無料

・申し込み方法 下記URLもしくは右記二次元コードから申し込んでください。

<https://forms.gle/aoxSEVfOnkims6WL8>

・その他

この事業は、福祉・介護事業者の経営課題等解決に助言するものです。

アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって判断してください。

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：[jinzai@nsyakyu.or.jp](mailto:jinzai@nsyakyu.or.jp)

## VII 長野県認知症ケア専門士会主催 第1回研修会の開催について

(1) テーマ 「MCIと認知症の治療について」

(2) 対象者 ①認知症ケア専門士 ②専門士以外の方でもどなたでも参加できます

(3) 日程・内容 令和7年6月8日（日）13:00～16:00

◆内容 「MCIと認知症の治療薬のほか繁田氏が地域で活動している内容もお話しいただけます」（3単位）

講師 繁田 雅弘氏（東京慈恵会医科大学・名誉教授 認知症ケア学会理事長 地域の診療所に在籍）

(4) 会場 リサイクルプラザ（大会議室）（長野市松岡2-26-7）

(5) 申し込み

5月30日までに右記の二次元コードからか、ホームページにある申し込み用紙に必要事項をご記入の上FAXにてお申込みください。

\*ホームページは「長野県認知症ケア専門士会について」で検索してください。

(6) 参加費 会員：1,000円 非会員：3,000円

【お問い合わせ】長野県認知症ケア専門士会 事務局 小林までご連絡ください。

電話：026-276-6332 FAX：026-214-9991 電子メール：[fragrance@po4.asama.ne.jp](mailto:fragrance@po4.asama.ne.jp)



## VIII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025年6月1日～2025年6月30日	2025年4月11日～2025年5月10日
2025年7月1日～2025年7月31日	2025年5月11日～2025年6月10日
2025年8月1日～2025年8月31日	2025年6月11日～2025年7月10日

※令和7年（2025年）4月及び5月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)